

## 地域協働支援センター貸し室利用料（円）

室名	区分	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日	時間延長
多目的ホール (全体)	平日	4,860	7,870	9,730	12,730	17,600	22,460	2,770
	冷暖房料	970	1,570	1,940	2,540	3,520	4,490	550
	土日休	6,010	9,490	11,800	15,500	21,290	27,300	3,470
	冷暖房料	1,200	1,890	2,360	3,100	4,250	5,460	690
多目的ホール (A)	平日	2,770	4,510	5,550	7,280	10,060	12,830	1,610
	冷暖房料	550	900	1,110	1,450	2,010	2,560	320
	土日休	3,580	5,670	6,940	9,250	12,610	16,190	2,070
	冷暖房料	710	1,130	1,380	1,850	2,520	3,230	410
多目的ホール (B)	平日	3,110	5,080	6,240	8,190	11,320	14,430	1,730
	冷暖房料	620	1,010	1,240	1,630	2,260	2,880	340
	土日休	3,930	6,130	7,640	10,060	13,770	17,700	2,310
	冷暖房料	780	1,220	1,520	2,010	2,750	3,540	460
ホワイエ	基本料	1,730	2,770	3,470	4,500	6,240	7,970	910
	冷暖房料	340	550	690	900	1,240	1,590	180
控室1	基本料	1,030	1,610	2,070	2,640	3,680	4,710	570
控室2	冷暖房料	200	320	410	520	730	940	110
フードスタジオ	基本料	2,770	4,400	5,550	7,170	9,950	12,720	1,610
	冷暖房料	550	880	1,110	1,430	1,990	2,540	320

1時間当たり	
研修室1	全室
	冷暖房料
	分割
	冷暖房料
研修室2	基本料
	冷暖房料
親子ふれあい 広場	基本料
	冷暖房料
和室	基本料
	冷暖房料

- 利用料には、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みます。
- ホワイエは、他の利用者による多目的ホールの利用が無い場合に限り、利用することができます。
- ホワイエの利用料は、ホワイエを多目的ホールと併用する場合は、無料とします。
- 控室1及び控室2は、多目的ホールを利用する場合に限り、利用することができます。
- 親子ふれあい広場及び和室の利用料は、専有して利用する場合に限り、徴収します。
- 時間延長とは、利用区分を超えて利用することをいい、  
当該利用区分を超えて利用する時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とみなします。
- 研修室1・2、親子ふれあい広場、和室で利用する時間が1時間未満であるとき、又は利用する時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間は1時間とみなします。
- 次の各号に掲げる場合の利用料は、基本利用料に当該各号に定める割合を乗じて得た額とします。  
ただし、控室1及び控室2の利用料は、基本利用料とします。
  - ① 入場料、会費等を徴収する場合 200/100
  - ② 入場料、会費等を徴収しないで商業宣伝等(招待券の発行を含む。)を行う場合 200/100
  - ③ 物品を販売する場合 300/100
  - ④ 多目的ホールの利用の際、飲食する場合 300/100
- 冷暖房を利用する場合は、基本利用料に100の20を乗じて得た額を加算します。
- 利用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日です。